【資料２－２】

市報にいがた

2016年（平成28年）
8/21
No.2582
毎週日曜発行

誰もが安心して暮らせる共生社会へ

障がいや障がいのある人の理解に向けて

誰もが安心して暮らせる〝共生社会〟の実現を目指し、ことし4月、本市は「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で多くの命が奪われる事件が発生しました。今号では障がいへの理解や障がいのある人とない人の相互理解を深める契機として、共生社会の実現に向けた本市の取り組みなどを紹介します。

事件発生後、本市は市内約300カ所の施設に対し、安全確認や注意喚起を行い、入所支援施設にはアンケート調査を実施しました。各施設が安全の確保を再検討する中、共生社会の在り方について、施設からの意見を掲載します＝**左囲み**＝。

障がい者就労施設利用者らの共同作業によるイラスト。同条例のパンフレットに使用しています

■事業者に研修会を実施

安心・安全な施設の運営に向けて、市内の障がい者施設などを対象に研修会を実施します。

アンケート調査で回答のあった課題なども踏まえ、施設の防犯対策などを説明します。また、4月に施行した同条例と、障がい者虐待についても解説します。

日時　8月24日(水)・25日(木)午後7時～8時半
会場　市役所本館3階対策室
問障がい福祉課(☎025・226・1248、FAX025・223・1500)

施設から見た共生社会

障害者支援施設
太陽の村（北区太夫浜）
園長　松田勝比古さん

私たちの施設「太陽の村」には、知的障がいを伴った重度の自閉症がある人たち50人が入所しています。

村のお祭り「SUNSUN フェスティバル」の様子

施設の設置当初、地域では受け入れ難かったようです。腫れ物に触るような視線も受けましたが、私たち職員と施設入所者である〝村の住人〟たちはできるだけ外出し、地域のイベントにも積極的に参加させてもらいました。今では地域のイベントに招待を受けるようになりました。もちろん、村で開催するお祭りには、近隣の子どもたち、そして多くのボランティアの皆さんも参加してくれます。

地域に根付いてこその施設です。村の住人たちが外に出歩くとき、そっと温かく見守っていただける、そんな共生社会がここにはあります。

私たちは地域から遠ざかることなく、地域と共にあることで、安心・安全が確保されると確信しています。

共生社会に向けた協働の取り組み―農福連携

労働力不足が懸念される農業分野で、障がい者の就農を促進し、自立した生活ができるようにすることを目的に、平成27年度から「施設外就農助成制度」を行っています。

同制度は、障がい者が農作業を行い、受け入れた農業者に対し市が助成するもの。作業内容は、野菜の収穫や選別、除草、ブドウのかさ掛けなどのほか、ラベル貼りや出荷の準備などです。

受け入れた農業者からは「人手不足の繁忙期に来てもらえて大変助かる」「もっと継続したい」など要望も多く、また作業した障がい者からは「収穫に向けてみんなで作業するのは楽しい」「清々しい疲労感で、作業が終わった後は気分が良かった」などの声が寄せられました。

今後も、共生社会の進展と雇用の拡大につなげていきます。

問障がい福祉課(☎025・226・1249、FAX025・223・1500)

除草作業の様子

相談窓口の設置

条例では本市と事業者に対し、障がいのある人への不利益な取り扱いや、合理的配慮を行わないなど、障がいを理由とした差別を禁じています。

差別ではないかと感じた場合は、専門の窓口で相談できます。相談員が対応するほか、解決に向けて話し合いや調整を行います＝**表**＝。

利用日時　月～金曜午前8時半～午後5時半、◇は火～土曜午前8時半～午後5時15分

相談窓口（所在地）		問い合わせ
障がい福祉課（市役所分館2階）		☎025-226-1248 FAX025-223-1500
障がい者基幹相談支援センター	東（東区役所1階）	☎025-250-2315 FAX025-250-7706
	秋葉（秋葉区役所2階）	☎0250-25-5661 FAX0250-47-7106
	西（西区役所3階）	☎025-264-7468 FAX025-378-3342
	◇中央（中央区八千代1 総合福祉会館1階）	☎025-248-7171 FAX025-385-7931

コラム　私が考える障がいのある人の人権と共生社会　①

障がいや障がいのある人の人権について、有識者4人のコラムを4回にわたり掲載します。

みんなで育てる〝希望の種〟

公益社団法人新潟県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ新潟
運営委員　竹田一光さん

人は全介助の状態で誕生し、ほとんどの方が要介護の状態で亡くなっていく。誰もこの運命から逃れる事はできない。たまたま今障がいのない人も、事故・病気・加齢などにより体の機能を損ったとき「こんなはずじゃなかった」と考える。大切なのは想像力を持って自分事として考えること。障がいを持つという事はひとごとではないのだ。

7月26日未明、相模原市の施設で殺傷事件が起きた。命の重さは、障がいの有無に関係ない。メディアに言葉が躍る。「障がい者敵視・際立つ独善性」、「無理解と無関心」、「犠牲者名の非公表まさに差別」など、何とも言えない虚脱感が漂う。

しかし、4月、新潟市は小さな希望の種を生み出した。その種とは「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」。この条例の誕生までには、実に7年半の歳月を要した。私はこの条例をイソップ寓話の「北風と太陽」にあやかり、勝手に〝太陽条例〟と呼んでいる。障がいのある人に対する差別を罰によってなくそうとするのではなく、話し合いによる相互理解によって、差別の原因＝〝無知〟による誤解・偏見をなくしていこうという条例だ。

誰もが人生のどこかで遭遇する生きづらさや理不尽さ。そんな時「独りで悩まなくてもいいんだよ」と伝えてあげよう。相談→話し合い→相互理解を積み重ねて、新潟市をどんどん共生のまちに育てていこう。

条例が施行されて4カ月余り。相談は21件を数えた。周知はまだまだだが、少しずつ新潟市が共生のまちとして育っている事を実感する。小・中学校では、この条例の副読本を活用した授業も始まっている。多くの市民がこの条例を知り、実際に道具として使い、市民の手で差別のないまちに変えていく。私たちの条例は、そんな希望の種なのである。

みなとまち みらいまち 新潟市

■市の人口・世帯数（7月末住民基本台帳人口。かっこ内は前月との比較）
人口 800,719人（−60）　男 385,614人（＋3）　女 415,105人（−63）
世帯数 333,059（＋135）

■編集・発行　新潟市広報課
〒951-8550　新潟市中央区学校町通1番町602-1　☎025-226-2089

市の各種手続き、催し案内などは
土・日曜、祝日も 新潟市役所コールセンター
にいがた しみん しやくしよ
こたえてコール
025-243-4894
年中無休 8:00～21:00
FAX 025-244-4894　Eメール 4894call@call.city.niigata.jp